

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 五三
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件三件 五三
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件七件 五三
- 道路の区域を変更する件 五五
- 電線共同溝を整備すべき道路として指定した件 五五
- 落札者を決定した件 五五
- 随意契約の相手方を決定した件 五五
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 五七

告 示

福島県告示第七百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年十月二日から同年十一月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ツルハドラッグ白河表郷店 福島県白河市表郷金山字前沢田三番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要

- 意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字中石井字金沢二〇八の三、字柵一一三の四
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
農道用地とするため

（森林保全課）

福島県告示第七百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字湯野上字藪坂山乙一五二七の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所

南会津郡下郷町大字湯野上字藪坂山乙一五二七の一（次の図に示す部分に限る。）
 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
 三 解除の理由
 道路用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）
 （森林保全課）

福島県告示第七百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
 平成三十年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 五十嵐力栄 五十嵐末吉 五十嵐武逸 齋藤喜作 山口喜市 齋藤徹
 齋藤義美 齋藤與市 齋藤橋 山口幸作 齋藤福江 齋藤章 齋藤竹三 齋藤喜作 齋藤藤藏 齋藤卯左久 江川芳子 小林雅弘 小林米八 三留嘉平 三留保博 三留三千代 三留芳雄 三留春松 三留福美 三留とし子 齋藤太市 齋藤兵四郎
- 二 通知の内容の要旨
 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第千四百九十三号）によること。
 （森林保全課）

福島県告示第七百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を猪苗代町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
 平成三十年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名

耶麻郡猪苗代町長瀬地区 耶麻郡猪苗代町長瀬地区財産区 耶麻郡長瀬村
 二 通知の内容の要旨
 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第千六百六十九号）によること。
 （森林保全課）

福島県告示第七百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を猪苗代町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
 平成三十年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 耶麻郡猪苗代町猪苗代地区財産区
 二 通知の内容の要旨
 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第千六百二十一号）によること。
 （森林保全課）

福島県告示第七百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を猪苗代町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
 平成三十年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 耶麻郡猪苗代町猪苗代地区財産区
 二 通知の内容の要旨
 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第千五百九十三号）によること。

ること。

福島県告示第七百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を新地町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

齊藤進 斎藤福壽

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第千五百十六号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第七百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を新地町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

新谷貞男

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第千五百九十四号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第七百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 荒嘉信 高玉伊之助 荒利貞 遠藤義邦 高玉辰之助 高玉忠太郎 大河原八十一門 門馬良虎 佐藤一郎 横山亀之助 荒萬造 佐々木邑豊 半谷忠治 津田源左エ門 菅野重一 佐藤孟雄 木幡長雄 高玉定太郎 佐々木徳左工門 阿部精造 星篤三 荒信清 高玉留八 齋藤正男 島知安 高玉忠清 齊藤フク 森義政 津田源左衛門 佐々木徳左衛門 高玉伊之助 高玉辰之助 高玉忠太郎 高玉定太郎 斎藤正男

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第千五百九十五号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第七百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成三十年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

Table with 4 columns: 路線名, 区間, 変更前の敷地の幅員 (メートル), 変更後の敷地の幅員 (メートル). It lists road sections like '県道小埴上郡山線' and their width changes from A/B to B.

福島県告示第七百五十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

平成三十年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

（道路計画課）

公 告

路線名	区 間
一般国道二 九四号	白河市年貢町八〇番三地从先から同市田町一五一番地先までの上り線 白河市本町三六番三地从先から同市田町九番地先までの下り線

（道路計画課）

公告第212号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県防災事務連絡システム更新業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年10月2日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県防災事務連絡システム更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県危機管理部危機管理総室災害対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成30年8月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECネットエスアイ株式会社 東京都文京区後楽二丁目6番1号
- 5 落札金額
104,760,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年6月22日

（災害対策課）

公告第213号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワーク端末等機器更新業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

号。以下「特例政令」という。) 第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号) 第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年10月2日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県総合情報通信ネットワーク端末等機器更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県危機管理部危機管理総室災害対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年8月2日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
470,880,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の2第1項第8号該当
(災害対策課)

公告第二百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成三十年十月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称
矢吹土地改良区

退任した役員

氏名

野崎 吉郎

加藤 幸一

井戸沼 建夫

鈴木 寅勝

岡崎 長一郎

高久 恒男

鈴木 哲夫

志賀 一男

佐久間 主

佐久間 盛雄

小針 正廣

大木 博明

小川 正春

蛭田 辰美

坂路 忠保

柏村 嘉吉

小室 勝一

根本 孝一

就任した役員

氏名

野崎 吉郎

加藤 幸一

安田 三代治

野崎 榮尚

岡崎 長一郎

大和田 吉勝

鈴木 哲夫

小林 栄

佐久間 文雄

住所

西白河郡矢吹町新町一六九番地

郡中島村大字川原田字下町九三番地

郡矢吹町上敷面二九五番地

郡同 町根宿一〇〇二番地

郡同 町中畑一七六番地

郡同 町中畑八一一番地

郡同 町寺内西一七五番地

郡中島村大字滑津字岡ノ内六六番地

郡同 町三城目一八四番地

郡同 町三城目一二番地

郡同 町三城目一九六番地

郡同 町中野目西七三番地

郡同 町神の内一九二番地二

郡同 町中畑一二七番地一四 中畑団地一〇一号

郡同 町丸の内四五番地二

郡同 町平鉢一四一番地

郡中島村大字滑津字代畑一四三番地

郡同 町八幡町六八番地二

西白河郡矢吹町新町一六九番地

郡中島村大字川原田字下町九三番地

郡同 町根宿七二五番地

郡同 町中畑一七六番地

郡同 町鍋内一八五番地

郡同 町寺内西一七五番地

郡中島村大字滑津字小針一〇番地

郡同 町寺内西一七五番地

郡同 町寺内西一七五番地

郡同 町寺内西一七五番地

郡同 町寺内西一七五番地

郡同 町寺内西一七五番地

郡同 町寺内西一七五番地

郡同 町寺内西一七五番地

同 同 監 同 同 同 同 同 同
事

塩 小 鈴 蛭 根 鈴 凹 小 関
沢 室 木 田 本 木 谷 針 根
幸 隆 隆 貴 孝 茂 功 正
作 一 雄 志 一 徳 廣 獎

同 同 同 同 同 同 同 同 同

郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡
同 同 同 同 同 同 同 同 同
郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡
矢 中 同 同 同 同 同 同 同 同
吹 島 同 同 同 同 同 同 同 同
町 村 町 町 町 町 町 町 町
寺 大 中 沢 八 神 明 三 陣
の 字 畑 尻 幡 田 新 城 ケ
前 滑 七 七 幡 西 下 目 岡
二 津 七 七 六 八 二 八 一
番 字 番 番 番 番 番 番 番
地 代 地 地 地 地 地 地 地
二 畑 八 四 番 地

(農村計画課)